

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	滞納整理支援システムで利用する処理データの項目追加について
--------	-------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

◇第16条第1項本文（電子計算機による個人情報の処理開発、変更）

（担当部課：医療保険年金課）
担当係 国保整理係 担当者 小林 内線（4199）

事業の概要

事業名	国民健康保険
担当課	健康部医療保険年金課
目的	納付交渉、相談及び催告業務等の滞納整理業務で利用する所得資産情報として
対象者	国民健康保険料が賦課されている世帯主及びその世帯員
事業内容	<p>平成20年度以降の医療制度改革以降、国民健康保険を取り巻く環境は、大きく変化し、被保険者からも保険料の賦課に対する詳細な説明が求められている。</p> <p>これに伴い、被保険者に対する説明責任を果たすためにも、国民健康保険料賦課標準である住民税の内容として、賦課に関する情報を職員が把握することが必要不可欠となっている。</p> <p>現在、21年4月本稼動に向け、滞納整理支援システムを構築している。</p> <p>システム上に追加して、この情報を格納することにより、時間外、休日を含む納付交渉、催告、及び納付相談の際に、求めに応じた保険料に関する十分な説明を行い、迅速かつ適正な滞納整理業務を遂行することができる。</p>

件名 滞納整理支援システムで利用する処理データの項目追加について

保有課 (担当課)	健康部医療保険年金課
登録業務の名称	国民健康保険
記録される情報項目 (だれの、どのような項目が、どこのコンピュータに記録されるのか)	<p>1 個人の範囲 国民健康保険料が賦課されている世帯主及びその世帯員</p> <p>2 記録項目 課税履歴情報 (追加項目)</p> <p>① 控除の種類及び金額 ② 賦課資料の種類 ③ 普通徴収、特別徴収の別</p> <p>3 記録するコンピュータ 国民健康保険料滞納整理支援システム</p>
新規開発・追加・変更の理由	<p>平成20年度以降の医療制度改革等により、被保険者から保険料の賦課に対する詳細な説明が求められている。</p> <p>これに伴い、休日、時間外を含む納付交渉、相談及び催告業務等の滞納整理業務で、被保険者に対する説明責任を果たすためにも、支援システムにおいて、国民健康保険料賦課標準である住民税の内容として、上記の記録項目を追加し、世帯の保険料賦課に至るまでの情報を把握することが必要であるため。</p>
新規開発・追加・変更の内容	国民健康保険料賦課標準である住民税の内容として、既に承認されている所得、収入の種類及び金額に加え、上記の記録項目を追加する。また、この情報については、庁舎内で行われる整理業務についてのみ利用する。
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	データセットアップには職員が立ち会う
新規開発・追加・変更の時期	審議会承認後、平成20年11月 1日 から以降継続